

城山地区

I 協議体の概要

名 称	ホッとするまち協議体		
設置年月日	平成31年3月19日	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会 (コミュニティ協議会)	<input checked="" type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他 ()
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 ()		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 6月 ～11月	地域ビジョン健康福祉部会 (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 老人クラブ, 福祉協力員等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体等について共通理解を図った。		
平成30年 3月	地域ビジョン健康福祉部会 (メンバー: 民児協, 単位自治会長, 福祉協力員等) → 第2層協議体について理解を深め, 地域の課題について検討を行った。		
平成30年 9月 ～平成31年 3月	第2層協議体準備会①～⑦ (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ビジョン健康福祉部会委員等) → 第2層協議体設置に向けた今後の進め方について検討を行った。		
2月	地域ビジョン健康福祉部会 (メンバー: コミュニティ協議会, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 老人クラブ, 福祉協力員等) → 外部講師を招いた他地区との合同研修会を通して, 第2層協議体の活動について理解を深めた。		
3月	コミュニティ協議会 → 第2層協議体設置について承認された。		
〃	協議体設立総会 (メンバー: コミュニティ協議会, 民児協, 自治会連合会, 民生委員等協議体運営委員, 地域支え合い推進員等) → 第2層協議体設置要綱の制定, 役員を選出を行った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体間の意見交換, 民生委員, 福祉協力員等からの情報提供 地域ビジョンアンケートを活用した課題の把握 困りごとの把握を目的としたアンケート調査について検討 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の活用について検討 災害時要援護者名簿の更新及び新規登録者への周知について検討 災害時の避難方法や避難経路等について意見交換 生活支援ボランティアについて意見交換 		

II 取組事例

【災害時要援護者名簿の更新】

内 容： 見守りが必要な高齢者に対し、災害時において適切な対応ができる地域づくりを目指し、災害時要援護者名簿登録者の現状の確認及び修正作業を行った。

経 緯： 令和元年 6月 災害時要援護者名簿の更新について意見交換
10月 災害時要援護者制度の理解促進について検討
令和2年 2月 ホットとするまち協議体全体会（全自治会長，民生委員，福祉協力員が参加）
において災害時要援護者名簿の更新について合意形成
⇒ 名簿を配付し，単位自治会ごとに修正作業を開始
6月 修正後の名簿を各単位自治会に配付

方 法： 既存の名簿をもとに，民生委員，児童委員，福祉協力員が連携を取りながら，要援護者，支援者双方の現状について確認し，修正を行った。

※ 新たな登録については，見守りや個別訪問などを通して，必要に応じて名簿に追記した。
⇒ 回覧での周知についても，市障がい福祉課と連携し，検討中

効果（検討中の場合は，期待する効果）

- ・ 名簿の更新作業を行ったことにより，高齢者の現状を改めて把握できた。
- ・ 単位自治会ごとに要援護者，支援者の情報を共有したことにより，見守り体制の強化に繋がった。

#

III 協議体を設置して，良かったこと

- ・ 各地域団体が一堂に会することにより，地区全体にまたがる課題の解決策について意見交換することができたほか，地区全体を対象とした支え合い活動の創出に向け，議論することができた。

IV 今後の方向性

- ・ 高齢者の困りごとや，地域の現状を把握することを目的としたアンケート調査を令和3年8月に実施。その結果を受け，課題解決に向けて「支え合い活動の運用基準」の制定について協議を行っており，令和5年5月頃地区内に展開する予定。
- ・ 生活支援ボランティアの創出に向け，意見交換を重ねていく。
- ・ 大きな災害が頻発しており，独居高齢者や災害弱者と呼ばれる障がい者の援助の必要性が見えてきているため，具体的な対応について検討を進めていく。
- ・ 高齢者のみではなく，子供にも目を向けた福祉を検討していく。

《城山地区 ホットとするまち協議体》設置要綱

(名 称)

1. 本会は、「城山地区 ホットとするまち協議体」(以下協議体)と称する。

(目 的)

2. 協議体は、《支えあい 心豊かに暮らせる 元気なまち》を合言葉に、《高齢者福祉》を中心とした《子どもの見守り・子育て》を含む地域の様々な福祉課題を、家族のみならず、城山地区一丸となって支え合い、協力し合う独自性ある仕組みを構築し、その円滑な運営を推進することを目的とする。

(組 織)

3. 協議体は、別表1に定める協議体構成団体から選出された運営員、及び別表2に定める地域支え合い推進員をもって構成する。

(役 員)

4. 協議体に次の役員を置く。なお、役員は運営員に定められたものの中から選出する。

1) 会 長	1名
2) 副会長	3名
3) 事務局長	1名
4) 事務局次長	1名
5) 会 計	2名
6) 監 事	2名

(任 期)

5. 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
なお、欠員が生じた時は、これを補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

6. 協議体の会議は、運営委員会、全体会とする。

1) 運営委員会

- ① 運営委員会は、運営員をもって構成する。
- ② 運営委員会は、原則として毎月開催する。

2) 全体会

- ① 全体会は運営員、地域支え合い推進員をもって構成する。
- ② 全体会は、原則として年1回の開催とする。但し、別途開催の必要性が生じた時は、この限りではない。

(附 則)

- ① この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- ② この設置要綱は、平成31年3月19日から施行する。

【別表1】

《協議体構成団体》

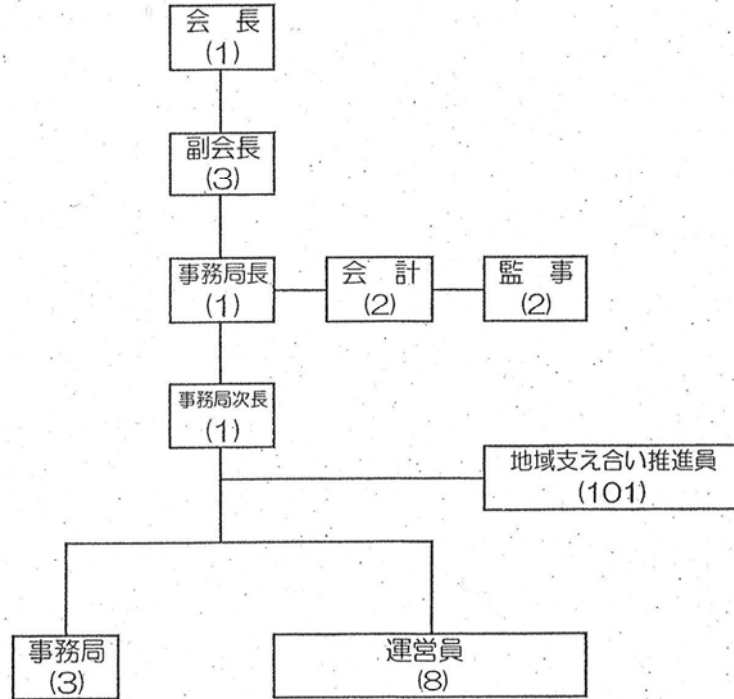
コミュニティ協議会
連合自治会
単位自治会
社会福祉協議会
民生委員・児童委員協議会
青少年育成会
子ども会連合会
老人クラブ連合会
地域ビジョン・健康福祉部会
城山地域包括支援センター
食生活改善推進員協議会
健康づくり推進員会
福祉協力員連絡会
障がい者団体
コミュニティ協議会が推薦する団体
城山地区市民センター

【別表2】

《地域支え合い推進員》

自治会長
民生委員・児童委員
福祉協力員
協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲
ある地域住民

《城山地区 ホッとするまち協議体》 組織図



※ () 内 設立時人員

《会 議》

*運営委員会
 会長
 副会長
 事務局長
 事務局長次長
 会計
 事務局
 運営員

*全体会
 運営委員会構成員
 監事
 地域支え合い推進員

《協議体構成団体》

- ・ コミュニティ協議会
- ・ 連合自治会
- ・ 単位自治会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ 青少年育成会
- ・ 子ども会連合会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ 地域ビジョン・健康福祉部会
- ・ 城山地域包括支援センター
- ・ 食生活改善推進員協議会
- ・ 健康づくり推進員会
- ・ 福祉協力員連絡会
- ・ 障がい者団体
- ・ コミュニティ協議会が推薦する団体
- ・ 城山地区市民センター

《地域支え合い推進員》

- ・ 自治会長
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 福祉協力員
- ・ 協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲ある地域住民。